

# 第1回岡山県耐火物製造業

## 最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和4年9月12日（月）午後2時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 公益代表委員     | 片 山 裕 之<br>國 光 類<br>益 田 佐和子 |
| 労働者代表委員    | 淺 山 里 奈<br>足 岡 竜 也<br>今 井 輝 |
| 使用者代表委員    | 高 木 聡<br>津 田 宏 幸<br>西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 子 安 成 人                     |
| 賃 金 室 長    | 浮 森 香 葉                     |
| 賃 金 係 長    | 遠 藤 英 文                     |
| 監 察 監 督 官  | 諏 訪 雅 浩                     |

## 4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 1 回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込はありませんでした。

今年度第 1 回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間司会進行を事務局で務めます。

感染症対策のためのアクリル板の設置とマスクの着用に引き続き御協力をお願いします。部会委員の皆様の御紹介につきましては、私がお一人お一人の名前をお呼びしますので、着座のまま一礼をお願いします。

まず、公益委員の國光委員、益田委員、片山委員。

労働者側委員の浅山委員、今井委員、足岡委員。

使用者側委員の西谷委員、津田委員、高木委員。

続きまして、子安労働基準部長、浮森賃金室長、諏訪観察監督官、私は賃金係長の遠藤でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令 5 条 2 項準用の定足数、委員の 3 分の 2 以上、又は、公労使各 3 分の 1 以上の出席を満たしていますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項は、

- (1) 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会における審議の進め方について
- (3) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (4) 資料説明について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (6) 今後の審議日程について
- (7) その他

でございます。

第 1 回目の審議に入ります前に、子安労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

子安部長

労働基準部長の子安でございます。

本日は、大変御多忙の中、第 1 回耐火物製造業の特定最低賃金改定の必要性審議にお集まりいただき、ありがとうございます。

す。

昨年に引き続きまして、産業ごとに、改正の必要性の有無の段階から専門部会を設置して、関係労使の皆様に審議を行っていただくことになりました。

それに当たって、昨年度のように4業種と3業種という具合に、できるだけ合同部会を設置するよう努力したのですが、今回、4業種については合同部会を設置し、耐火物製造業を含む残りの3つが初回から単独開催となりました。

そういった運営の違いは若干生じておりますが、県内すべての業種の企業と労働者に適用される地域別最賃は、7月、8月と議論を重ねまして、今年は10月1日から30円引き上げて時間額892円となります。

本審の審議では、物価高の影響が消費者である労働者の生活に大変厳しい影響を与えているという御意見があり、他方、物価高が企業間取引でも厳しい状況で、県内では価格転嫁が依然として進んでいないといった御意見が出されました。本年度も大変難しい審議となりました。

このほかの動きとしましても、今年の5月に昨年度の特定最賃の審議に関して、意見交換と申しますか、ちょっとした話し合いの場である全員協議会を開催し、昨年度の運営に当たっての良かった点や、改善してほしいという御意見をお出しいただきました。その中で、昨年度の一番遅い部会のもので2月発効となったことから、他局の特賃では12月末までにはだいたい発効していますので、ちょっと遅れているということになりました。そういったことから、審議の開始時期をできるだけ早くすることで1日でも発効日が前倒しになるようにという御意見をいただき、事務局としてもできるだけ皆さんの早い選任と日程調整を御無理を言ってお願いしました。昨年よりは着手が早まるように努力したところでございます。

そして、6月には使用者側の御意見を踏まえて、県内零細事業者の企業視察も公労使で行いました。

国側の動きとしましては、中賃で要望が出ていました物価高対応や、主にDランクを中心とした最賃の低い地域に対して少しでも賃金が上げやすい環境を整えるという2点を柱とし、御意見に応じて9月1日から業務改善助成金の拡充を行ったところでございます。

今、お手元の資料の方に岡山独自で分かりやすいアピール用の資料をお作りしております、表の右下に岡山県の助成率となっている部分がございますが、拡充した部分として載せてい

ます。

9月末までですと、企業内最賃が869円までのところは生産性の向上の有無にかかわらず9割補填、870円以上のところは原則8割、生産性要件を満たせば9割というこれまでどおりの考え方ですが、こういった点での拡充を行っています。また、設備の対象としては、例えば、200万円以下の車であればどういう車でも対象にするという対象範囲の拡充を行っております。

また、事務局としましても令和3年度に業務改善助成金を利用された県内の事業所宛てにアンケートを取りまして、おおむね好評ではあるのですが、そういった状況も取りまとめてホームページにアップしています。こういった対応もできる限り進めております。

是非、本年度の審議に当たりましても、労使の皆様に真摯な御議論を重ねていただきたいと思います。

ただ、昨年も申し上げたように、特定最低賃金は労使のイニシアティブで審議が進められることや、全会一致の原則については前年と変わりませんので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

遠藤係長

それでは議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長、部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の内から選出することとされておりますが、これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。

部会長は、益田委員、部会長代理は、片山委員です。  
御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

遠藤係長

御了承いただき、ありがとうございます。

以降の議事につきましては、益田部会長にお願いいたします。

益田部会長

部会長を仰せつかりました益田でございます。よろしくお願ひいたします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。

労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な特定最低賃金の審議を進めることに何ら変更はございません。各委員の御理

解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長、及び部会長が指名した委員2名が署名する。」ものとされていますので、部会長である私と、労側は浅山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いします。

本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項(2)、(3)につきまして、今年度の審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項「(4) 本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後に、付議事項「(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休憩の時間を取りたいと思っています。

御発言については5分から6分程度でお願いしたいと思いません。御協力をよろしくお願いします。

最終的な終了予定時刻は、午後3時30分頃を予定しております。

付議事項「(2) 今年度の特定最低賃金専門部会における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

浮森室長

それでは説明させていただきます。

今年度の7業種の改正決定に係る申出については、いずれも形式的要件を具備しており、7月5日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。諮問の写しが資料No.2の①に付いています。

今年度は、原材料の高騰や円安、新型コロナウイルス感染症の影響が各産業により様々であることから、本審で一括して審議することは難しいという意見、各産業の労使で議論を行うことは必要であるとの意見があり、昨年度に引き続き必要性の有無の段階から専門部会を設置して、各部会で「必要性審議」を行うこととなりました。最賃法第25条第1項に基づく専門部会となります。

必要性審議の専門部会で「必要性あり」で全会一致となった場合は、金額審議を行うこととなります。全会一致とならなかった専門部会については、審議終了となります。審議を効率的

に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いします。」ことを8月2日諮問で追加しております。これが資料No.2の②にあります。かつ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催することなく、引き続き、金額審議を行うことができるようにしております。

この段階で法第25条第2項に基づく金額審議の専門部会となり、委員は兼務です。ただし、金額審議に当たっては最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続きが必要になるため、必要性有となった日から金額審議まで3週間空けることとなります。以上です。

益田部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

益田部会長

では、次に専門部会の結審方法など、運営の詳細について事務局から説明してください。

浮森室長

審議会令第6条第5項の適用について、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。先ほど御説明したとおり、8月2日の審議会において、必要性審議の専門部会において全会一致の場合は、この規定を適用することで合意しております。従いまして、専門部会の決議を本審の答申として、引き続き金額審議に移行します。また、金額審議の専門部会においても令第6条第5項を適用することで合意しております。

なお、必要性について全会一致とならなかった専門部会は後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性ありで全会一致となり、その後の金額審議において全会一致とならず結審した専門部会の産業につきましては、後日本審に報告の上、本審で審議が行われることとなります。以上です。

益田部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

益田部会長

必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。

必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。

金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

また、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、昨年度においては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても、同様の事情により、非公開にしたいと考えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。

付議事項「(4)資料の説明」について、事務局からお願いします。

浮森室長

それでは、お手元の資料について御説明します。

資料No.3から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、持ち直しを続けている。」として、令和4年4月以降、「持ち直している。」という景気判断を継続しています。

最終需要を見ると、個人消費は、持ち直しを続けている。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、高めの水準で推移している。

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、名目ベースで増加している。

雇用・所得環境を見ると、労働需給は引き締まり傾向が強まっており、雇用者所得は、緩やかに改善しているとされています。

2ページの「(2)生産」を見てみますと、主要製造業業種ごとの足下の生産動向として、この専門部会関連の産業ですと、

窯業・土石が、水準が幾分切り下がっている。

とされています。

それから、次ページ以降につきましては、岡山県の主要経済

指標が記載されていますので、後ほど御覧下さい。

次に資料No.4、令和4年7月27日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「持ち直している。」としています。これは前回4月判断と比較し、上向き判断となっています。

総括判断の要点としては、本年4月と比較し「個人消費」と「設備投資」は上昇、「企業収益」は下降、生産活動、雇用情勢等他の項目では、横ばいの状況です。

また、「先行き」ですが、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。」としています。

続く報告の資料編についても、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県が8月22日に発表した「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」の令和4年6月分です。

6月は生産、出荷、在庫いずれも上昇したとコメントしています。

3ページから「4.生産の業種別動向」(1)主要業種の生産動向、(2)業種分類生産指数、(3)特掲業種分類生産指数」があります。原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

有効求人倍率につきましては、7月の有効求人倍率は1.56倍となり、前月と比べ0.03ポイント上昇しています。

新規求人数につきましては、

7月の新規求人数は、対前年同月比で7.8%増となり、9か月連続で増加しています。産業別では、6ページですが、Eの製造業が8.1%増ですが、窯業・土石製品は8%減になっています。

参考指標としていただければと思います。以上です。

益田部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等があればお願いします。



(特になし)

益田部会長

特定最低賃金の改正決定については、ほかの業種も審議が進められていると思いますが、他の業種について審議の状況を参考までにお知らせください。

浮森室長

では、御説明いたします。

9月6日に鉄鋼業について第1回目の専門部会が開催されましたが、この日に必要性ありということで合意がなされまして、答申をいただいております。

それから、今日の午前中に、小売業について合同部会に続いて2回目の専門部会を開催いたしました。小売業についても必要性ありで合意いたしました。以上です。

益田部会長

分かりました。

それでは、ただ今から15分ほど時間をお取りし休憩に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。

再開は午後2時30分からとしたいと思います。

委員の皆さんよろしく申し上げます。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

益田部会長

では、再開いたします。

付議事項「(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入ることとします。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお伺いします。それぞれ5分から6分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方からお願いします。

今井委員

労働者側から意見を述べさせていただきます。

今回の賃金改定の必要性の有無についてですが、必要性ありとして意見を申し上げたいと思います。

まず、今年の春闘結果及び賃金の動向についてですが、全国にセラミックス連合加盟の8組合がございますが、賃金改定結果については前年に比べてマイナス84円となっております。

それから、中国地区ではセラミックス連合加盟の3組合がございますが、前年に比べて500円増額ということで、私の会社の黒崎播磨セラコーポと黒崎播磨が合併し、賃金改定がありまして若干金額が上がっております。

一時金についても会社統合による賞与額の改善があり、前年に比べて58,635円増額となっております。とは言いながら、耐火物製造業についてはベアではなく一時金、賞与にて行う傾向が見られております。

経済の状況、今後の見通しですが、粗鋼生産量については9,563万トンと前年度を下回る見通しとなっております。足下では鉄鋼大手各社において高炉の一時停止が重なったことや、新型コロナウイルス感染症の影響、また、自動車メーカー工場の減産や、建設工事が中断したことなどにより鋼材需要が連続して減少しています。

また、新型コロナウイルスによる活動制限により中国経済が減速したことや、ロシアがウクライナに侵攻したことによって世界経済へ大きな影響を与えています。

今後も耐火物製造業については、原材料の高騰などを含めて先行き不透明感が強まっている傾向にあります。

雇用情勢については、原材料不足ということもあり、契約社員、派遣社員へという動きが強まっているといえます。今後も耐火物製造業としては能力開発の機会が少なくなり、労働市場でより弱い立場に置かれるという悪循環に陥っています。耐火物製造業で働くためには技能講習や特別教育を必要とする業務も多く、今後も厳しい環境となっております。

働くものが安心して働き、暮らしていくためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が大変重要となっております。また、人材育成、OJTや優秀な人材確保のため、業績回復のためにも賃金改定は必要であります。

また、耐火物製造業については未組織労働者が多いこともあり、組織労働者の我々が賃金交渉の役割を担うことは当然の義務であると認識しております。

このことから、必要性ありということで、適正な最低賃金により耐火物業界の発展や地域経済のためにも、厳しい経営環境を理解しつつ、今後の良好な労使関係のために、使用者の御英断と公益代表の正当な裁定をお願いいたします。以上です。

益田部会長

ほかの委員からはよろしいでしょうか。

(特になし)

益田部会長

それでは、使側の方から御発言をお願いします。

津田委員

では、我々の業界を取り巻く環境を踏まえまして発言いたします。

まず、賃金の動向ですが、令和4年度の賃上げですが、定昇と若干の賃上げをされた企業が多いようですが、金額にはばらつきがあり、企業間格差があります。

同じく令和4年度の夏季賞与についても、賃金同様に、一部若干増額はされているのですが、現状維持の企業もあり、金額差が発生しています。

それから、経済情勢と今後の見通しについてですが、当期における日本経済は、足下、新型コロナウイルスの変異株による感染者急増並びにウクライナ情勢等の不安定さ、そういったものが重なって、先行き不透明な状況の中で推移してきています。

最大ユーザーである鉄鋼業界においても、昨年度下期から、自動車を中心とした鉄鋼需要の回復があったものの、自動車の供給制約といった要因から、新車の販売台数も減少を見せています。それに合わせて、国内粗鋼生産量は下振れリスクを含んでいると思っています。

鉄鋼メーカーの状況もサプライチェーンの混乱が続く中で、製造業向けを中心に力強さを欠いていまして、需要回復の遅れから、今季に入り粗鋼生産は前年同月比を下回る状況が続いている状況です。

耐火物業界を見ますと、国内粗鋼生産量が伸び悩みを見せる中で、国内市場に加えて海外市場における同業界内の競争が厳しさを増しており、厳しい状況が続くことが想定されています。

こういった耐火物業界の長期的展望としましては、耐火物使用技術の向上や、特に中国を中心とした輸入耐火物の増加により、国内品耐火物の需要量が暫時減少傾向にありまして、粗鋼生産は10年以上にわたってほぼ横ばいですが、耐火物の国内生産高は減少していることから、この傾向は今後も続くものと思われれます。また、耐火物原料の約6割が輸入品であり、そのうち8割以上を中国から輸入していますが、中国政府の規制等により中国産原料価格の高騰は一服した感じはあるのですが、高止まり状態が続いています。

さらに、急激な円安により原料費購入価格が大幅に上昇し、また、それに合わせて燃料費、電気代ほか購入資材の値上げも

大きく、価格が跳ね上がっておりまして、各社とも経営維持に苦慮する状況です。

一方で、耐火物の販売価格ですが、原料高によるコストアップ分について価格転嫁を進めているのですが、完全には転嫁できていないのが現状です。

当業界は数年前から縮小が続いておりまして、今後も廃業又は生産設備の集約といったことで、事業所数は暫時減少していくだろうと予想しています。

次に雇用情勢ですが、海外経済の減速を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかに回復してきていますが、今後の国内経済についても引き続き回復基調の中で推移することが予想されます。

一方で、リスク要因として、新型コロナウイルスの感染動向が引き続き懸念されているということと、特に欧米諸国、中国ではほぼフリーになっていますので、ここでまた感染が拡大しますと、ロックダウンとなり、企業活動への影響が懸念されるといったリスクを大いに含んでいると思われまます。以上です。

益田部会長

ほかの委員から何かありませんか。

高木委員

今、津田委員からありましたように、中国の問題、コロナウイルス感染症、ウクライナ問題ということで、耐火物業界はかなり不透明感があり、環境自体が不安定さを増す中で、コスト対策、削減対策を取っている状況ですが、かなり厳しい状況となっています。

直近ではウクライナ問題により、特に電気代、ガス代が大幅に上昇し、かなり圧迫してきております。そういうことも考えまして、特に、国内製品の原材料を中国から輸入するために、原料価格の高騰が大きく、引き続き国内外において海外耐火物業界との価格競争が激化している状況が続いており、厳しさはかなり増している状況であります。

そういうことを踏まえ、今回の審議につきましては慎重に話し合いをしていただければと思います。

益田部会長

今回の特定最低賃金改正決定の必要性の有無については、労側委員からは必要性ありとおっしゃいましたが、使側委員からは慎重に検討する必要があると言われていたわけですね。

では、今回第1回目で最初の意見発表をいただいて、必要性ありと、慎重に検討するという御意見をいただいたのですが、

今日の進め方として、どのように進めましょうか。まだ少し時間がございますが。

津田委員                    できましたら、直接労使だけで話し合いをさせていただくことはできないでしょうか。

益田部会長                労側はよろしいですか。

浅山委員                    そのつもりで、こちらからも提案しようと思っていました。

益田部会長                分かりました。  
では、公益と事務局は退室しますので、打合せが終わりましたらお声がけください。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

益田部会長                労使協議をしていただきまして、何らかの結論を得られましたでしょうか。  
どちらからでも構いませんので、結果を教えてください。

津田委員                    改定の必要性ありでお願いします。

益田部会長                それでは、労使双方から改正の必要性ありということで御意見をいただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長                ありがとうございます。  
耐火物製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、双方から「必要性あり」とのお話をいただき、結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。  
事務局で報告文（案）の準備をしてください。

(事務局、報告文（案）を各委員に配付)

益田部会長                では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。



いしておりましたが、それに沿った形で御審議いただけたことに感謝申し上げます。

3週間ほど空けて、今度は金額審議ということになりますが、引き続き審議を進めていただければ幸いです。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

益田部会長

お忙しい中、皆様の熱心な審議をいただきまして答申することができました。

本日の審議はここまでとしまして、次回は労使より金額提示をいただきたいと思えます。

次に、付議事項「(6) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

浮森室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を3週間とし、10月3日月曜日となります。

今後の審議日程につきましては、第2回を明日9月13日火曜日に予定していましたが、意見公示期間の関係から中止させていただきます。次回は10月4日以降で調整させていただきます。この専門部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

益田部会長

次に、付議事項「(7) その他」ですが、事務局から何かございますか。

浮森室長

1点確認させていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

(同意する声)

益田部会長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようお願いします。

ほかに委員の皆さんから何かございませんか。

(特になし)

益田部会長

それでは、これもちまして、第1回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でした。